



---

## 第4章

# 計画の基本的な考え方

---



1. 計画の基本理念
2. 基本的視点
3. 基本目標



## 第4章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

本町の最高規範である「まちづくり基本条例」では、多くの文化教育施設があることから、子どもから高齢者の方まですべての町民が生涯を通して学び合い、豊かな人間性と文化を創造するまちづくりを目指しています。そのため、まちの将来像として、「文教のまち西原」を掲げています。

「まちづくり基本条例」を踏まえ、今計画の基本理念を次のように定めます。

**子育てが結ぶ地域のゆいまーる（子育ての輪） 子どもが輝けるまち・にしはら**

西原町まちづくり基本条例に掲げる「豊かな人間性と文化を創造するまちづくり」において、次代を担っていく子どもたちの育ちのあり方は重要な意味をもっています。

そこで、本町では、町内で生活する子どもが、人として尊ばれると同時に、その最善の利益を保障されるようすべての子どもが平等に、一人一人の子どもが持つ個性や能力を最大限に引き出され、豊かな育ちを享受できる保育・教育環境の充実を目指します。

また、子育てにおいて町民が、子どもを産み育てる喜びが実感でき、安心感や充実感が得られる環境を整えるために、町民ニーズに沿った子育て支援を進めます。

加えて、子どもたちが活力ある未来の地域社会の担い手・「地域の宝」として育まれるよう、子どもを育むすべての過程において、子ども・保護者・地域社会が有機的に結びつく「子育ての輪」＝「ゆいまーる（結び廻る）」のよりよい循環を構築します。

本町は、子育てを通じ、町民が地域に愛着を持ち、新たな発想やユニークな個性をもって、子どもも大人も幸福になれるまちづくりを目指し、「西原町子ども・子育て支援計画」を策定します。

#### 「基本理念」等の考え方

「西原町次世代育成支援行動計画（後期計画）『にしはらわらびプラン 2010』」（計画期間平成 22～26 年度）を基に策定することになるが、策定にあたっては、「子ども・子育て支援法」、「（国の）子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）」、「西原町子ども・子育て会議における委員意見」、等を踏まえる必要がある。

## 2 基本的視点



### ①子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、「子どもの最善の利益」が平等かつ最大限に保障されるよう追求する視点

### ②保護者の視点

安心かつ充実して子づくりや子育てができる条件を整備していく視点

### ③すべての子どもや子育てのニーズに対応するため、多様なサービスを支援する視点

子どもの成長段階において出てくる様々な子育てニーズに対応するため、多様なサービスから必要な支援を選択できる、包括的な管理の視点

### ④地域の子どもは地域で育てる視点

保護者が子育ての第一義的な責任を持つという基本的認識のみならず、保育者、教育者だけでなく、地域にあふれる豊かな資源を生かし、地域全体で子どもの育ち学びを捉え、社会全体で連携して支えあえる視点

### ⑤出産・子育てしやすい環境づくりの視点

妊娠から出産、子どもの青年期まで切れ目ない支援に配慮し、安心して子育てできる一貫した支援の視点

### ⑥ワーク・ライフ・バランスの視点

就労と子育ての両立の実現を目指して、町内事業所等の協力を促しワーク・ライフ・バランスの推進を図る視点

### 3 基本目標

#### (1) 基本目標の考え方

本計画は、前計画である「にしはらわらびプラン 2010（西原町次世代育成支援行動計画）」における取り組みの評価に加えて、本町の基礎統計とニーズ調査における分析結果等を勘案しました。

さらに、「基本理念」、「基本的視点」に基づき、本計画の推進により課題解決に取り組むべき分野及び目指すべき目標を示したもので、「基本目標」を次のように定めます。

現行の次世代計画における基本目標・基本施策	本計画における基本目標・基本施策
<p>1 地域における子育て支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 保育サービスの充実</li> <li>(2) 子育て支援サービスの充実</li> <li>(3) 子育て支援ネットワークづくり</li> </ul> <p>2 母性並びに乳児等の健康の確保及び増進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 子どもと母親の健康確保</li> <li>(2) 食育の推進</li> <li>(3) 思春期保健対策の充実</li> </ul> <p>3 子ども心身の健やかな成長に資する教育環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 子どもの生きる力の育成に向けた教育の推進</li> <li>(2) 家庭や地域の教育力の向上</li> </ul> <p>4 職業生活と家庭生活との両立の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 仕事と子育ての両立の推進</li> <li>(2) 男女共同参画社会の実現</li> </ul> <p>5 子ども等の安全の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 道路交通環境の整備と交通安全教育の推進</li> <li>(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進</li> <li>(3) 安心して外出できる環境の整備</li> </ul> <p>6 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 要保護児童対策の充実</li> <li>(2) 障害児施策の充実</li> <li>(3) ひとり親家庭の自立支援の推進</li> </ul>	<p>1 教育・保育・子育て施策の充実（必須事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 質の高い教育・保育の総合的な提供</li> <li>イ. 幼稚園と保育所の有機的な連携体制構築</li> <li>ウ. 保育から教育まで一貫した支援の提供</li> <li>エ. 地域子ども・子育て支援事業の充実</li> <li>オ. 放課後児童の居場所づくりの推進</li> <li>カ. 子どもの生きる力の育成に向けた教育の推進</li> <li>キ. 子育て支援ネットワークづくり</li> </ul> <p>2 母性並びに乳児等の健康の確保及び増進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 子どもや母親の健康確保</li> <li>イ. 食育の推進</li> <li>ウ. 思春期保健対策の充実</li> </ul> <p>3 子育てしやすい地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 地域における子どもの居場所づくり</li> <li>イ. 子育て支援サービスの充実</li> <li>ウ. 家庭や地域の教育力の向上</li> </ul> <p>4 ワーク・ライフ・バランスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 労働者の職業生活と家庭生活との両立の取り組み</li> <li>イ. 男女共同参画社会の充実</li> </ul> <p>5 支援を必要とする世帯への対応などきめ細かな取り組みの推進（任意事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 要保護児童対策の充実</li> <li>イ. 障がい児等特別な支援が必要な子どもに対する施策の充実施策の充実</li> <li>ウ. ひとり親家庭の自立支援の推進</li> <li>エ. 低所得・生活保護世帯への自立支援の推進</li> </ul> <p>6 子ども等の安全の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 道路交通環境の整備と交通安全教育の推進</li> <li>イ. 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進</li> <li>ウ. 安心して外出できる環境の整備</li> </ul>

(2) 体系図

